第3節 流域の将来像

寝屋川流域は、大阪府全体の約3分の1の人口や企業が集積しています。しかし、近年では人口の減少や地域住民のニーズの多様化といった、いわゆる成熟社会を迎え、ゲリラ豪雨が多発するなどの地球環境問題や都市部への資産集中に伴い浸水すると被害が甚大になりやすいなどの社会環境問題が顕在化しています。

このような中、魅力あるまちづくりを目指し、蓄積してきた都市ストックや自然・歴史・文化など、地域の特性や豊かさを活かし、自然環境との共生や美しいまち並み、良好な景観の形成を図るとともに、自然環境および景観などに対する意識を高め、誇れる都市・地域を創出します。そのためには、府民が集い、親しめる河川空間となるよう、自然環境との調和だけでなく、自然環境に配慮した親水空間・緑化空間を整備します。また、河川や下水道など既存の都市ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルコスト²¹を考慮した上で適切な維持管理・更新を行います。

自然環境については、健全な生態系を維持・再生するため、多様な自然環境の保全・創出に努めるとともに、寝屋川流域では河川が網目状につながっていることや自然豊かな遊水地があることなどから、それらを軸としたエコロジカル・ネットワーク²²の形成を図ります。さらに、健全な水環境を構築するため、寝屋川流域の良好な水質を確保します。

景観については、主要な道路や河川などを中心に、連続性や厚みと広がりのある「みどりの風の軸」 23 の形成を図るとともに、府民が実感できるみどりを増やすため、地域住民や企業との協働などの取り組みにより、みどり豊かなセミパブリック空間 24 を創出します。また、寝屋川流域では、既にアドプト・リバー・プログラム 25 などを活用し、地域住民や企業との協働による緑化活動や河川の美化活動を実施していますが、今後はさらなる活用・促進を図っていきます。

治水については、災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるため、流域関係市や関係機関が相互に連携・協力し、総合的・計画的にハード・ソフト施策²⁶を展開します。ハード施策としては、これまで実施してきた河川・下水道などの総合治水対策を基に施設の整備・保全を図ります。また、これまでも流域関係市や民間が主体となる雨水貯留浸透施設の設置により雨水の河川・下水道への流出抑制を図っており、今後も継続していきます。さらに、ソフト施策としては、「洪水リスク表示図」の<u>周知・共有</u>などにより、地域住民の防災意識を高め、地域住民自らが避難行動を実行できるように自主防災活動などの取組みを促進するとともに、住宅地などの適正な土地利用の誘導に努めます。

²¹ライフサイクルコスト:施設を建設・維持・撤去するためにかかる全てのコスト。

²²エコロジカル・ネットワーク:人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、川などで有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。

²³みどりの風の軸:海から山・山から海に風がふくみちとなるよう道路や川を軸に見立てて緑化すること

²⁴セミパブリック空間:民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地などがあり、さらに森林や農地などについても環境・防災といった公益的な機能を確保する空間として捉えることができる。

²⁵アドプト・リバー・プログラム:地元自治会や企業、市民グループ、学校などに河川の一定区間の清掃や美化活動などを継続的に実施していただき、河川愛護に対する啓発や、河川美化による地域環境の改善、不法投棄の防止などに役立てることをねらいとした取り組み

²⁶ハード・ソフト施策:ここでのハード対策は河道改修、貯留施設、放流施設、流域対応施設などを指し、ソフト対策は、保水・遊水機能の保全対策や水害に強い耐水型都市づくりを指す。

表 1.14 将来像と関連計画の関係(1)

関連計画	
① 大阪府国土利用計画	多面的な価値を活かした土地利用(セミパブリック)
(第四次)	
(平成 22 年 10 月策定、	・ 集約・連携型都市構造の強化(ライフサイクルコストを意識した維持管理・更新)
平成 32 年目標)	・「緑の風の軸」「健全な生態系・水循環の構築」
	・ 施設整備・強化に加え、流出抑制や住宅などの適正な土地利用の誘導
	・ 多様な主体との連携・協働による地域づくりの促進
② 東部大阪 都市計画区域の	・ 人命を守ることを最優先に、「防ぐ」とともに「逃げる」「凌ぐ」を強化
整備、開発及び保全の方針	・ 総合治水の推進、下水道との連携
(都市計画区域マスタープラン) (平成 23 年 3 月策定、	・ 水質改善(ヘドロの除去、多自然型浄化など)や健全な水循環の構築
平成 23 年 3 万泉足、	・ 下水道の普及及び接続率の向上、合流改善、浸水対策
	・ みどりの風の軸の形成 (緑被率に加え、緑視率を導入)、みどり豊かなセミパブリック空
	間の創出
③ みどりの大阪 推進計画	・ 主要河川を主軸とした緑のネットワークの形成
(平成 21 年 12 月策定、	都市の中でもみどりの風を感じるまちづくりの推進
平成 37 年目標)	 ・ 府民・NPO・企業などとの連携推進
4 ④大阪 21 世紀の新環境総合計画	 ・ 全てのいのちが共生する社会の構築
(平成23年3月策定、	
平成 32 年目標)	・ 健康で安心して暮らせる社会の構築(良好な水環境の確保)
	・ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進
⑤大阪府 景観計画	・ 大阪府景観形成基本方針で基本目標とした「美しい世界都市」の実現を目指し、良好な景
(平成 20 年 10 月策定) (平成 23 年 9 月変更)	観への規制誘導を実施
1120年0712人	

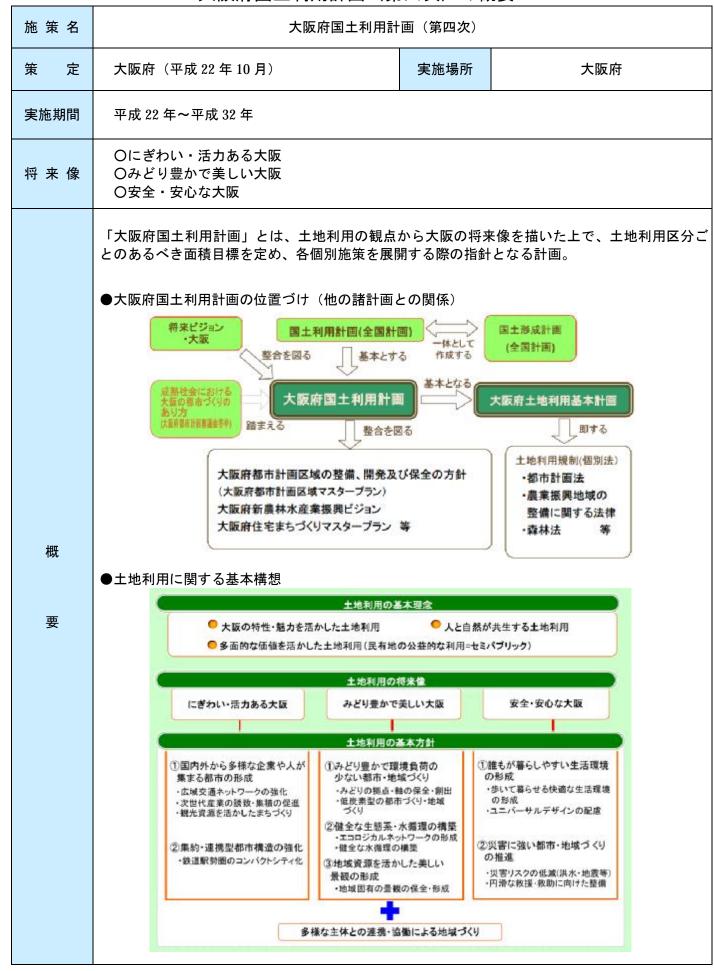
第1章 河川整備計画の目標に関する事項

表 1.14 将来像と関連計画の関係(2)

	.L. ,,,,,
関連計画	内容
⑥ 第 4 次大東市総合計画 第 II 期基本計画(後期)	・ 緑・水辺などの資源を活用し、地域に沿った環境の保全と再生
(平成 23 年度策定、	・・・・市内河川、水路の水辺利用を工夫し、水と緑豊かな都市空間創出
平成 32 年目標)	・ 災害に対して、日頃から避難場所・避難路、市民のコミュニティ組織、情報ネットワークの
	整備により地域防災体制の確立
⑦ 東大阪市第2次総合計画	・ 総合治水対策として、大雨などによる水害に備え、河川や雨水増補管などを整備
後期基本計画 (平成 22 年 3 月策定、	・ 河川や水路などの水辺の景観や親水に配慮した整備
平成 32 年目標)	
⑧ 第五次寝屋川市総合計画	・ 市街地などの治水機能を高め、併せて浸水の防除を図り、災害に強いまちづくりを推進
(平成 22 年 12 月策定、	公園や水辺環境の整備・保全を図り、周囲との調和のとれたうるおいのあるまちづくりを推し
32 年目標)	進
9 第五次守口市総合基本計画	・ 河川環境の形成(河川の自然空間と都市空間との一体化を図るため、スーパー堤防化の推進
(平成 22 年 2 月策定、 平成 32 年目標)	と親水性の高い水辺空間の整備を関係機関に要請)
172 02 1 1127	・ 淀川河川公園や鶴見緑地、西三荘ゆとり道などの親水空間や公園の維持管理と利用促進、潤
	いのある水辺と緑・花あふれる快適な生活空間の創出
⑩ 門真市第5次総合計画	・ 公共下水道の整備とともに、寝屋川流域の総合治水対策の推進
(平成 22 年 3 月策定、 平成 31 年目標)	・ 水路の主要な場所において、市民が憩い、集う親水空間を市民との協働により創出、また、
1 % 01 - 1 1 1 1 1 1	今ある水路を活かし、水と緑のネットワークを整備
⑪ 第 4 次枚方市総合計画	・ 河川・ため池などを親水空間として整備
第 2 期基本計画 (平成 21 年 4 月策定、	・ 魅力ある都市空間の形成
平成 27 年目標)	・ 総合治水対策 (水害に強いまちづくりをめざす)
	・ 河川環境整備(遊歩道、緑地などのオープンスペースの整備、景観に配慮した親しみのある
	河川環境の創造)
② 第 4 次交野市総合計画	・ 親水空間の創出と活用(多自然型工法などによる河川環境、緑道の整備)
(平成 22 年 12 月策定、 平成 34 年目標)	・ 道路や河川の活用による水と緑のネットワークの形成
十八八 5年 十口(示/	・ 風水害などに対する治水対策などの充実
③ 八尾市第 5 次総合計画	・ 上水道の供給、公共下水道の整備
「やお総合計画 2020」 (平成 23 年 4 月策定、	・ 総合的な治水対策など、水環境を守る取り組みの推進
平成 23 年4 月泉足、	
④ 第4次柏原市総合計画	・ 浸水被害を防ぐため、雨水ポンプ場の整備推進、維持管理の充実
(平成 22 年度策定、	・ 大阪府、関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水、遊水機能の保全、雨水の流出抑
平成 32 年目標)	制施設の設置など流域対策を促進
	・ 恩智川 (法善寺) 多目的遊水地の事業促進に努め、上面利用について検討
	・ 市民協働で清掃などを行い継続的に河川の維持管理に努めるとともに、自然の持つ浄化能力
	を高めるために河床などの改修
⑤ 第 5 次四條畷市総合計画	・ 治水・利水機能を高めながら、河川・ため池環境の保全と親水空間を創出
(平成 17 年 3 月策定、	・ 水辺遊歩道の整備と公共空間の活用による水と緑のネットワークづくりの推進
平成 27 年目標)	・ 水辺環境の整備促進などを進め、魅力ある快適な都市景観の向上を図る
	・ 豪雨による水害の防止
16 大阪市基本計画 2006-2015	・ 市民に親しまれる水辺環境づくり(水面を見渡せる眺望や近づきやすさに配慮し市民が自然
· (平成 17 年 12 月策定、	に親しめる空間の整備、せせらぎや噴水など市民が身近なところで水に親しみ、遊べる環境
平成 27 年目標)	を創出)
	・ 水辺の修景(川側や対岸などから見た水辺の修景、橋のデザインの向上、ライトアップや噴
	・ 水辺の修泉 (川側や刈岸などがら見た水辺の修泉、橋のケッインの向上、フィトケックや頃 水の設置などによる水辺の魅力の向上)
	小∨/XI目は (「よる/N位V/M/II 上/

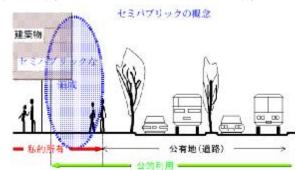
35

大阪府国土利用計画(第四次)の概要



●多面的な価値を活かした土地利用

・緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間の拡大



●集約・連携型都市構造の強化(コンパクトシティ化)

- ・多様な都市ストックを活用した各都市機能の集約、高度化
- ・既存ストックを活かした効率的かつ効果的な河川整備
- ・ライフサイクルマネジメントを意識した適切な維持管理・更新
- ・親水空間・緑地空間の創出など公共空間の魅力づくり



集約・連携型都市構造のイメージ

- ●「緑の風の軸」、「健全な生態系・水循環の構築」
 - ・府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出
 - ・多様な自然環境の保全とエコロジカル・ネットワークの形成による健全な生態系の維持・再生

|●施設整備・強化に加え、流出抑制や住宅等の適正な土地利用の誘導

・災害リスクに対する施設整備・強化

Ш

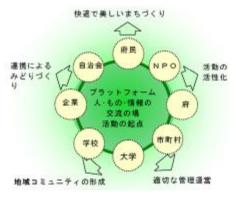
に関す

る事項

・洪水被害想定の公表等による防災意識の高揚、自主防災活動等の取組促進

●多様な主体との連携・協働による地域づくりの促進

・行政と地域住民等との協働による緑化活動や美化活動の促進



多様な主体の連携・協働イメージ

東部大阪都市計画区域マスタープランの概要

	果部大阪都市計画区域マスターフランの概要		
施策名	東部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)		
策 定	大阪府(平成 23 年 3 月) 実施場所 大阪府 (北河内地域・中		
実施期間	平成 23 年~平成 32 年 「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画の基本的な方針等を定めたもの。		
	●都市計画区域マスタープランの位置づけ(他の諸計画との関係) 		
	放熟社会における大阪の都市づくりのあり方 (H18.7 大阪府都市計画審議会答申)		
	・大阪府環境総合計画 ・大阪府住宅まちづくりマスタープラン ・大阪地域公害防止計画 等 関連諸計画 整合 を図る 都市計画区域マスタープラン 都市計画		
	市町村マスタープラン 即する 市町村総合計画		
	●都市づくりの将来像と基本方針		
概	土地利用の基本理念		
	○ 大阪の特性・魅力を活かした土地利用 ○ 人と自然が共生する土地利用		
要	● 多面的な価値を活かした土地利用(民有地の公益的な利用=セミパブリック)		
	土地利用の将来像 ⇒ 「都市づくりの将来像」に		
	にぎわい・活力ある大阪 みどり豊かで美しい大阪 安全・安心なご	大阪	
	土地利用の基本方針 ⇒ 「都市づくりの基本方針」に		
	①国内外から多様な企業や人が 集まる都市の形成 ①みどり豊かで環境負荷の 少ない都市・地域づくり の形成	主活環境	
	・広域交通ネットワークの強化 ・次世代産業の誘致・集積の促進 ・観光資源を活かしたまちづくり		
	AND THE RESERVE AND THE STATE OF THE STATE O		
	②健全な生態系・水循環の構築 ・エコロジカルネットワークの形成 ・健全な水循環の構築 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・砂・砂・ボー・地・の推進 ・・鉄道駅・水循環の構築 ・・鉄道駅・水循環の構築 ・・鉄道駅・大・美しい	或づくり	
	②集約・連携型都市構造の強化 ・ は全な水循環の構築 ②災害に強い都市・地域	・地震等)	
	②集約・連携型都市構造の強化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・製調の形成 ・エコロジカルネットワークの形成 ・健全な水循環の構築 ・健全な水循環の構築 ・関連リスクの低減(洪水・関連の場合)・関係な業長・発見に関い	・地震等)	
	②集約・連携型都市構造の強化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化 ・製調の形成 ・エコロジカルネットワークの形成 ・健全な水循環の構築 ・健全な水循環の構築 ・関連リスクの低減(洪水・関連の場合)・関係な業長・発見に関い	・地震等)	

●人命を守ることを最優先に、「防ぐ」とともに「逃げる」「凌ぐ」を強化

- ・「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、現状での水害リスクを府民に周知
- ・「防ぐ」施策とともに「逃げる」「凌ぐ」施策を強化
- ・府民が対策を実感できる期間に実現可能な対策を実施

●総合治水の推進、下水道との連携

・河道改修だけでなく遊水地や地下河川の整備、貯留浸透対策、下水道事業とも連携した総合的 な治水対策の実施

●水質の改善(ヘドロの除去、多自然型浄化など)

- ・下水道事業との連携による総合的な水環境改善の取り組み推進
- ・恩智川や平野川等におけるヘドロの除去、河川の多自然型浄化

●健全な水循環の構築

河川に関す

る事項

下水処理場の高度処理水の導水等の推進

●下水道の普及及び接続率の向上、合流改善、浸水対策

- ・下水道未整備地域の整備促進、整備済区域における未接続の早期解消
- ・合流式下水道区域における未処理汚水放流対策
- ・10年に一度の大雨(時間雨量 50mm 程度)に対する施設整備の推進
- ・寝屋川流域水害対策計画に基づく施設整備の推進

●みどりの風の軸の形成(緑被率に加え、緑視率を導入)、みどり豊かなセミパブリック空間の創出

- ・みどりの風促進地域において緑化の重点化、沿線民有地において緑被率に緑視率の概念の導入
- ・府民や企業との協働等の取組を必要に応じ組み合わせ、みどり豊かなセミパブリック空間の重 点的創出



みどりの大阪推進計画の概要

施策名	みどりの人阪推進計画の概要 みどりの大阪 推進計画		
ル 東 石 	みとりの人に	双 推進計劃	
策 定 	大阪府(平成 21 年 12 月)	実施場所	大阪府
実施期間	平成 21 年~平成 37 年		
目標	緑地確保目標:府域面積に対する割合を約4割以上確保 緑化目標(市街化区域):緑地率20%(現況の1.5倍)		
	「みどりの大阪推進計画」とは、大阪府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の 観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すもの。		
	●みどりの大阪推進計画の位置づけ(他の諸計画・「将来ビジョン・大阪」の「みどりの風を感じ・大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保ともに、多様性のある豊かな緑の創出に関する・広域的観点からみたみどりの確保目標や配置計府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明・都市計画法に基づく都市計画区域マスタープラする「緑の基本計画」の指針となるもの。	る大都市 オン 全等に関する! 基本的な計画と 一画及びみどり らかにするもの	施策の推進方向を体系的に示すと として作成するもの。 づくりの方策などを示し、今後の の。
	●みどりの配置方針		
概要	第格となるみどりをつなげる 周辺山系、陽海郎、全瀬崎の骨格となる みどりの拠点や輪を保全・創出します。 「神客様性保全の視点も活かします。 「神客を厚く広くする 「神格を厚く広くする 「神格を厚くなどのあるかどりを形成します。 「本本のみどりの気をかなく 「お本の。みどりの気を含むなく 「お本の。みどりの発を図り、 ながりのあるみどりを形成します。		
	●基本戦略① みどり豊かな自然環境の保全・再生② みどりの風を感じるネットワークの形成③ 街の中に多様なみどりを創出④ みどりの行動の促進		

●主要河川を主軸としたみどりのネットワークの形成

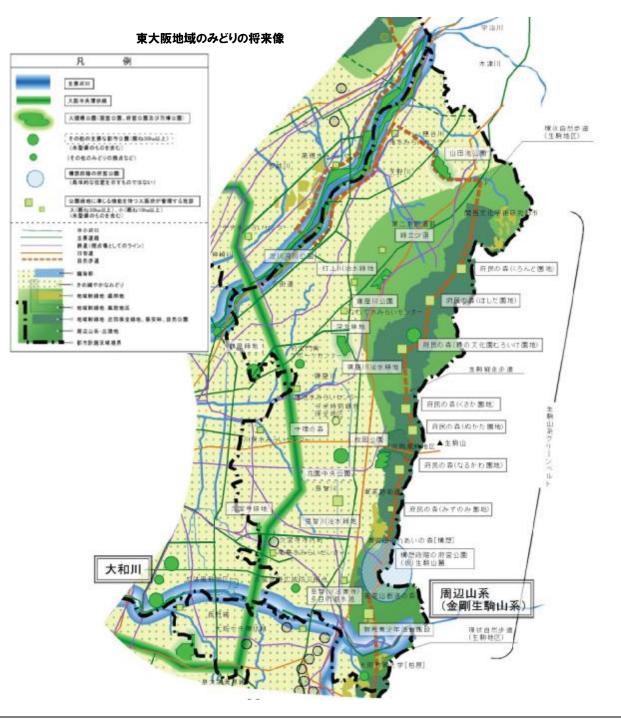
- ・河川空間のみどりの拡充
- ・持続的かつ多様な河川環境の創出
- ・地域特性に応じた川に身近にふれあえる憩いの場を形成

●都市の中でもみどりの風を感じる街づくりを推進

- ・公共施設(府有施設)の緑化推進
- ・公共施設(市町村施設)との連携
- ・民有地のみどりの保全・創出

●府民、NPO、企業等との連携推進

- ・ワークショップ方式等による府民との協働川づくり
- ・アドプト・プログラム等の活動推進



河川に関する事項

大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要

施策名	大阪 21 世紀の新環境総合計画		
策定	大阪府(平成23年3月)	実施場所	大阪府
実施期間	平成 22 年~平成 32 年		
将 来 像	『府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市』		

「大阪 21 世紀の新環境総合計画」とは、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するもので、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すもの。

●持続可能な経済社会システムを目指して

概

要

- ・ 府民の皆様の参加と行動のもと、「低炭素・省エネルギー社会の構築」「資源循環型社会の構築」「全てのいのちが共生する社会の構築」「健康で安心して暮らせる社会の構築」の4つの分野で施策を推進し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を進めていく。
- ・ あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付き の促進と環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進める。



●全てのいのちが共生する社会の構築

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- ・府民と連携したモニタリング体制の構築
- ・生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- ・エコロジカルネットワークの構築推進

●健康で安心して暮らせる社会の構築(良好な水環境を確保)

- ・生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水 対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生

●魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

- ・みどりの連続性を強化し「みどりの軸」の創出
- ・広域的なみどりのネットワークを構築し、実感できるみどりづくりを推進

川に関する事項

大阪府景観計画の概要

施策名	大阪府景観計画		
策定	大阪府(平成 20 年 10 月) 実施場所 大阪府(景観行政団体である市町村の区域を除く)		
実施期間	平成 20 年~		
	大阪府では、「大阪府景観形成基本方針」を策定し、「美しい世界都市」の実現を基本目標に掲げている。「大阪府景観形成基本方針」のなかで、目標実現のための一つの手法として、法に基づく「景観計画」を策定し、良好な景観への規制誘導を実施することを定めている。		
計画の位置づけ	大阪府景観条例 景観形成基本方針 景観形成の目標と 目標実現のための方策 「美しい世界都市大阪」の実現 公共事業景観形成指針 民間のモデルとなる 公共事業による景観形成 区域毎の「検 区域毎の景観特観形成の目標や	大阪府 景観計画 景観形成を 推進する 公表 討書」 特性等の把握を行	景観法 各市町村 景観条例等 条市町村の 景観計画
概要図	大阪府の景観の構造	SSFFTT BUS	北

計画の指定地区

第1次(平成20年10月)指定地区

「国道 171 号沿道」、「大阪外環状線(国道 170 号)沿道」、「大阪中央環状線等沿道」、「国道 26 号(第二阪和国道)沿道」、「淀川等沿岸」、「第二京阪道路沿道」、「生駒山系」の7区域

・第2次(平成22年9月)指定地区

「大和川沿岸」、「石川沿岸」、「北摂山系」、「金剛・和泉葛城山系」の4区域

第3次(平成23年9月)指定地区 「大阪湾岸」の1地域

良好な景観の形成に関する方針

1. 大阪外環状線(国道170号)沿道区域

- ・大阪の背景を成している生駒・金剛・和泉葛城山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- ・生駒・金剛・和泉葛城山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとと もに、法面緑化や緑化回復等、山並み景観や田園景観等と調和した豊かなみどり空間をつく る。

2. 【大阪中央環状線等沿道区域】

- ・大阪のみどりのネットワークを形成する中央環状緑地群の骨格として、豊かな街路樹等による都市空間と調和した、連続性が感じられるみどり空間をつくる。
- ・大阪の中心市街地と周辺山系の間にあって、北大阪から泉州地域に至る環状の道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射状の都市軸との交差部、駅周辺地区等での良好なランドマークの形成や、丘陵部等での眺望の確保等に努める。

3. 【第二京阪道路沿道区域】

- ・北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- ・環状・東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、IC周辺部、都市軸との交差部等での良好なランドマークの形成等に努める。

4. 【淀川等沿岸区域】

- ・大阪平野を貫いて流れ、大阪の市街地に自然のうるおいをもたらす淀川に沿ってみどりの帯 を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。
- ・周辺にある淀川と関わりの深い歴史文化遺産等との調和やつながりを意識する、淀川からの 眺望の確保に配慮する、スーパー堤防と淀川との一体性に配慮する等、淀川との関係を活か した景観づくりを行う。

5. 【大和川沿岸区域】

- ・大阪平野の中央部と南部の境を流れ、周辺の市街地に自然のうるおいをもたらす大和川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。
- ・堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。

6. 【生駒山系区域】

- ・生駒山系は、市街地からの眺望を縁取る緑の屏風として視認され、重要な緑の景観を形成しており、市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観づくりを行う。
- ・東高野街道、暗越奈良街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和やつながりを意識した景観づくりを行う。

流域に関する東